二　第四条中司法試験法第五条及び第六条の改正規定　平成三十三年十二月一日
三　第二条、第四条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条並びに附則第五条から第八条までの規定　平成三十四年十月一日

（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下この項において「新連携法」という。）第六条第一項の認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日前においても、同条及び新連携法第七条の規定の例により行うことができる。

2　法務大臣は、前条第三号に掲げる規定の施行の日前において、第四条の規定による改正後の司法試験法（次条において「新司法試験法」という。）第四条第二項第一号の法務省令を制定しようとするときは、その旨を文部科学大臣に通知するものとする。この場合において、文部科学大臣は、法務大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

（司法試験法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　法務大臣は、新司法試験法第五条第三項第二号の法務省令を制定しようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、司法試験委員会の意見を聴くことができる。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検察庁法の一部改正）

第五条　検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第一号を次のように改める。

一　司法修習生となる資格を得た者

（公認会計士法の一部改正）

第六条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号を次のように改める。

四　司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た者

（税理士法の一部改正）

第七条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三　司法修習生となる資格を得た者

（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第八条　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第四号中「、司法試験」及び「（司法試験においては、民法）」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た者　民法

法務大臣　山下　貴司
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十五号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

第一条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第七項第一号中「次号において同じ。）」の下に「（当該命令の日以後において当該違反行為をしていた者に限る。同号において同じ。）」を、「決定を受けたことがある者」の下に「（当該通知又は決定の日以後において当該違反行為をしていた者に限る。同号において同じ。）」を加える。

第六十九条第二項中「の割合」を「を超えない範囲内において政令で定める割合」に改める。

第九十四条の二中「二十万円」を「三百万円」に改める。

第九十五条第一項第三号中「第九十四条」を「第九十四条の二」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第九十四条　二億円以下の罰金刑

第百二条第一項中「又は差押え」を「、差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「前項の場合において」を「前二項の場合において、」に、「又は差し押さえるべき物件」を「、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者」に、「同項」を「これらの項」に改め、同条第三項中「以下」を「第百十四条の三第四項及び第五項を除き、以下」に改め、同条第四項中「又は差し押さえるべき物件」を「、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」に、「の氏名」を「の氏名（法人については、名称）」に改め、同条第五項中「又は差押え」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第百二条第一項の次に次の一項を加える。

差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。